

# 矢作川浄化センター太陽光発電設備導入事業（P P A）仕様書

## 1 目的

愛知県では、あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）において、2030年度までに本県の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという温室効果ガス排出量削減目標を定めている。これに基づき、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）が2023年8月に改定され、下水道事業は温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算・処理水量当たり）の短期目標を前年度比4.6%以上削減、全体目標を2030年度時点で2013年度比53.8%削減とすることを定めている。本事業は、P P A（Power Purchase Agreement：電力購入契約）方式により、矢作川浄化センターへ太陽光発電設備を導入し、運転管理及び維持管理等を行い、矢作川浄化センターにおける平常時の温室効果ガス排出を抑制するとともに、社会情勢の変化に左右されない電気料金により長期的かつ安定的に電力を調達することも目的とする。

## 2 事業内容

### (1) 矢作川浄化センター施設の概要

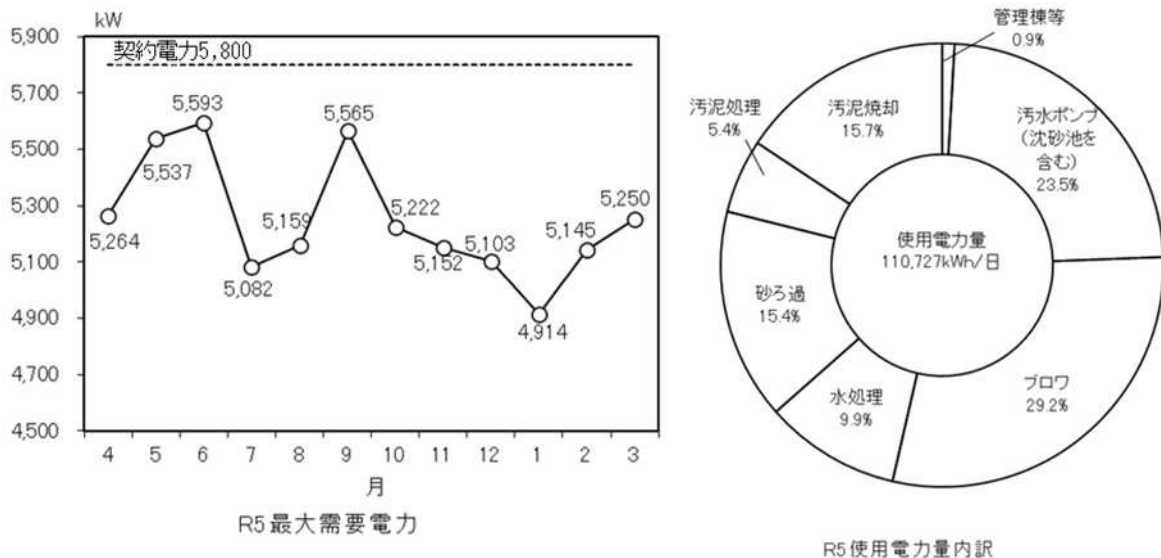
矢作川流域下水道は昭和47年度に事業着手、平成4年4月に供用開始した。矢作川浄化センターは西尾市港町1番地に位置し、岡崎市、豊田市、安城市、西尾市及び幸田町の4市1町の汚水を処理している。令和5年度末における矢作川浄化センターの処理状況は、処理人口約77万人、処理水量約28万m<sup>3</sup>/日、使用電力量約40百万kWh/年である。



図1 矢作川浄化センター供用施設図

ア 矢作川浄化センターの電力使用状況

矢作川浄化センターには特別高圧受電施設がある。標準電圧は7万V、受電方式は2回線受電、契約電力は5,800kWである。非常用自家発電設備は3台（3千kVA×2台、1千kVA×1台）設置されている。使用電力量の内訳は、多い順に、ブロワ29%（水処理に必要な空気を送風）、汚水ポンプ24%（水処理施設に汚水を揚水）、汚泥焼却16%である。



イ 太陽光発電設備を設置する事業計画地

矢作川浄化センター敷地内に自家消費型の太陽光発電設備を設置する。太陽光発電設備を設置する事業計画地は3区画あり、その合計面積は約 35,000m<sup>2</sup>とし、令和6～7年度に整地を行う。詳細な整地スケジュールについては、企画提案書提出要請者に明示する。



写真1 事業計画地（1区）の現地状況

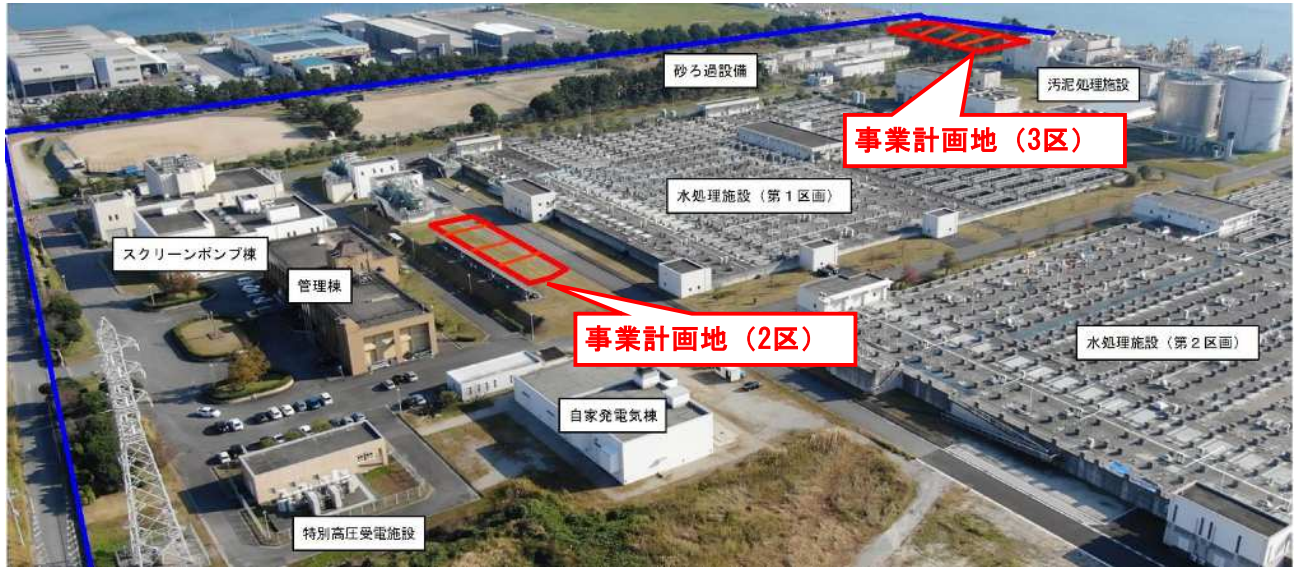


写真2 事業計画地（2区・3区）の現地状況

事業計画地（1区）は、浄化センター敷地北西側に位置し、面積は約33,000m<sup>2</sup>である。現在、草木が茂り小さな池があるが、令和6～7年度に整地を行う計画である。事業計画地（1区）のうち、池の埋立て範囲等で軟弱地盤が想定される。

事業計画地（2区）は、浄化センター管理棟の南側に位置し、面積は約900m<sup>2</sup>である。現在、太陽光発電設備30kWが設置されており、その南側が事業計画地である。

事業計画地（3区）は、浄化センター砂ろ過設備の南側に位置し、面積は約1,100m<sup>2</sup>である。現在、草木が茂っているが、令和7年度に整地を行う計画である。

#### ウ 事業計画地の周辺環境

周辺環境は、三河湾に面し海風を受けている。浄化センター敷地西側には、草木が茂り池（雨水及び処理水）が広がる自然環境があり、野鳥の飛来や巣がみられる。

#### (2) 事業概要

ア 本事業の基本協定を締結した者（以下「事業者」という。）は、矢作川浄化センター（別紙1）に対して、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行うこと。

イ 事業者は、太陽光発電設備及び付帯設備（以下、「発電設備」という。）の設置場所の行政財産使用許可を受け、発電設備を導入すること。

ウ 事業者は、発電設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。

エ 事業者は、発電設備で発電した電力を、矢作川浄化センターに供給すること。

オ 矢作川浄化センターへの供給電力は、使用電力量が少ない時間帯でも全量自家消費できる3,000～3,500kWとする。なお、事業収支も3,000～3,500kWで検討すること。



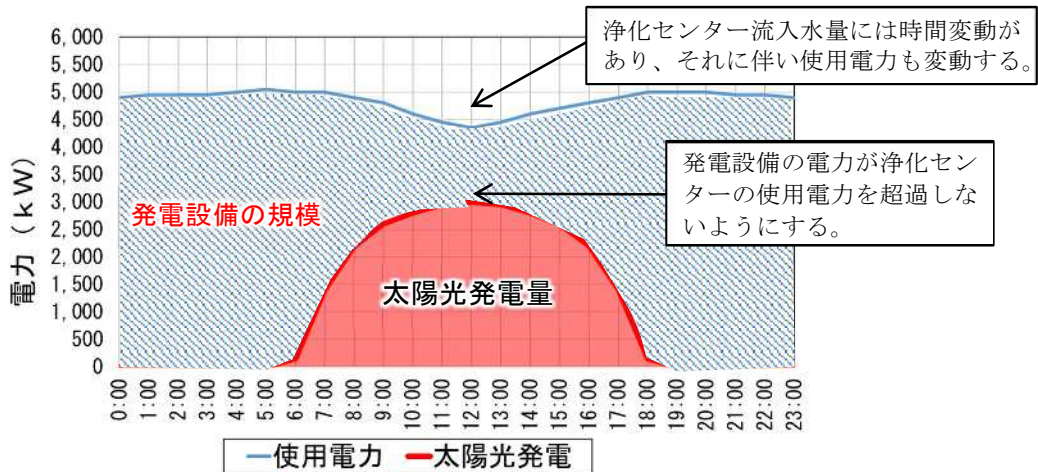


図2 矢作川浄化センターの1日の使用電力

カ 発電設備の事業計画地面積は35,000m<sup>2</sup>とし、その位置は別紙1のとおりである。

キ 環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「環境省交付金」という。）を活用して、発電設備を導入する。なお、事業者が発電設備の導入に要した経費の一部に対して、県は環境省交付金を補助金として交付するので、これを最大限に活用し、発電設備を導入すること。

ク 運転期間終了後の発電設備の取り扱いは運転期間終了日の3年前から、県と事業者が協議の上、次の（ア）から（ウ）のうちから決定する。

（ア） 県に譲渡（譲渡の条件等は、県と事業者の協議により定めるものとする。）

（イ） 契約更新（更新の条件等は、県と事業者の協議により定めるものとする。）

（ウ） 運転期間終了後、速やかに撤去。（設備の撤去に係る費用は、県と事業者の協議により定めるものとする。）

### (3) 事業期間

ア 基本協定締結日から運転期間終了までを事業期間とする。

イ 運転期間は、矢作川浄化センターへの電力供給開始日から20年間とする。

ウ 発電設備の導入時期は令和7年度から令和8年度、電力供給開始時期は令和9年度からとする。ただし、電力供給開始日は、県と事業者が協議の上、決定する。

### (4) 契約の締結について

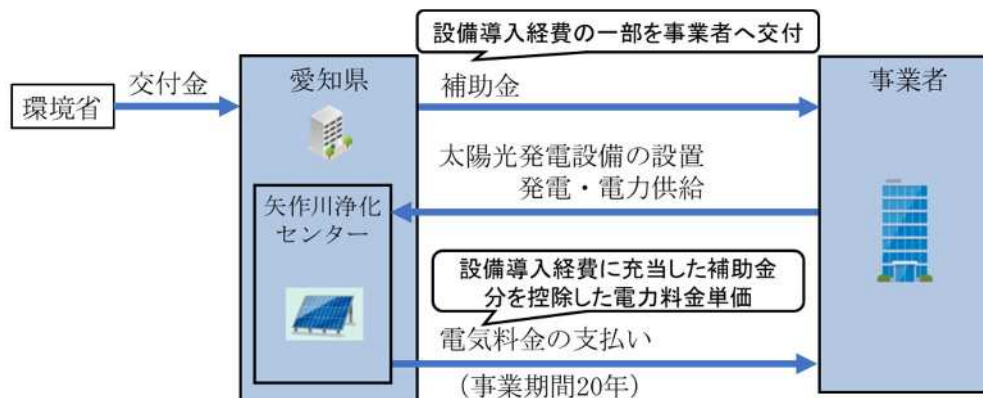
ア 県と事業者は、発電設備の導入前に事業期間終了までを対象とした基本協定を締結する。

イ 県と事業者は、令和7年度から令和8年度において、毎年度、建設業務に関する必要な事項を定めた年度別整備協定を締結する。

ウ 事業者は、矢作川浄化センターの施設管理者（以下、「施設管理者」という。）と電力供給開始前までに使用する電気の需給に関する契約単価等を定めた事業契約を締結する。

(5) 契約単価

- ア 施設管理者は、発電設備から矢作川浄化センターに供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- カ 契約単価には、発電設備の設置（軟弱地盤への対応を含む）、運用、維持管理、8(2)に定める費用負担、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。ただし、発電設備の撤去費用については含めないこととする。
- キ 契約単価は、運転期間中において一定額とし、本事業公募要領6(1)オの事業単価、環境省交付金の交付要綱、実施要領、交付額等を踏まえ、県と事業者が協議の上、定めるものとする。なお、県は事業単価に、希望上限価格を設定する。
- ク 電力供給開始後、太陽光発電設備付近に下水道施設が建設され、日影になった場合は、合理的な計算に基づき、契約単価の変更の協議に応じるものとする。



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	～	令和28年度
太陽光発電設備の設置	設置工事・浄化センターへ電力接続				
発電・電力供給			電力供給開始		電力供給：20年間

図3 事業概要図

3 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

矢作川浄化センター施設（以下「浄化センター施設」という。）の状況を十分に把握するために、事業者は資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測量、浄化センター既設設備の確認等の必要な調査を実施する。

## (2) 設備容量検討

発電設備の容量は、調査結果や発電量シミュレーションから適宜精査し、浄化センター施設に対し適切な容量とする。なお、施設管理者は、発電設備により発電した電力について、浄化センター施設内で最大限自家消費できるように努める。

## (3) 構造調査

発電設備を設置する際に、公募要領4(1)オ(エ)で示す地盤条件等を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、その他外力に対して、地耐力及び発電設備の耐久性に問題ないことを書面により報告すること。なお、県から提供する地盤条件等はあくまで参考であるため、必要に応じて調査を実施する等、事業者の責任において検討を行うこと。また、台風等の気象条件への耐久性や、矢作川浄化センターが高潮浸水想定区域内（想定浸水位TP+3.78m）であることも考慮すること。

## (4) 各種関係手続

事業者は、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続（電力供給契約を締結している電力会社との手続きも含む）を行った上で、発電設備の設置が、各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出すること。なお、各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁で必要な手続を行うこと。

## (5) 行政財産使用許可

ア 事業者が土地及び浄化センター施設を使用するには、愛知県公有財産規則（昭和48年3月30日規則第23号）の規定による行政財産使用許可を受けること。

イ 行政財産使用許可を受ける際の使用料は、全額免除とする。

ウ 県が事業者の使用を許可する面積の算定は、発電設備の水平投影面積として算定されたものとする。なお、発電設備については、間隔をあけて発電設備を設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

エ 許可の申請に係る時期・方法等については、県の指示に従うものとする。

オ 事業者は、土地及び浄化センター施設を事業以外の用途に使用してはならない。

カ 事業者は、事業期間中に、毎年度、使用許可の更新を申請すること。

キ 県は、事業者が、使用許可条件に定める事項を履行しないときは、発電設備の使用許可を取り消すことができる。なお、当該使用許可を受けていた事業者の責任と負担において矢作川浄化センターから発電設備を速やかに撤去し、撤去により浄化センター施設を破損した場合には修復すること。

## 4 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、事業計画地に発電設備の設置を行う。設置の条件は、以下のとおりとする。

(1) 設置の条件

- ア 発電設備の据え付けは、JIS C8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- イ 発電設備及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- ウ 発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- エ 事業者は設備導入に先立って、詳細設計を行い、実施計画書（平面図、立面図及び工程表等）、構造検討書、架台設置条件の確認結果を県及び施設管理者に提出し、確認を受けること。また、県及び施設管理者が変更等を要望した場合は適切に対応すること。
- オ 浄化センター施設の保守点検、維持管理及び更新等に支障を生じさせないように発電設備を計画すること。また、工事期間中に矢作川浄化センターの他工事と競合した場合は、互いに配慮した計画にすること。
- カ 本事業は、面積が最も大きい事業計画地（1区）を優先的に使用する計画とすること。事業計画地は3区画あるが、事業計画地（1区）において、矢作川浄化センターへの供給電力を3,000kW以上となるように計画し、供給電力を3,000kW以上にできない場合に限り、事業計画地（2区）を活用して、発電設備を設置すること。それでも供給電力を3,000kW以上にできない場合は、さらに事業計画地（3区）を活用して、発電設備を設置すること。
- キ 事業計画地（3区）からの電力ケーブル等の設置は、埋設又は架空線に限り、管廊は使用しないこと。
- ク 事業計画地（1区）の一部の区域については、施工時期や施工方法に条件を付すが詳細については、企画提案書提出要請者に明示する。

(2) 県の関連工事

ア 事業計画地の整地

- (ア) 令和6～7年度に事業計画地（1区）、令和7年度に事業計画地（3区）の整地を行う計画である。なお、それぞれの事業計画地の区画形状は、別紙3事業計画地の区画平面図のとおりである。また、事業計画地（2区）の現況の地形のままとする。
- (イ) 事業計画地（1区、3区）は、草木等の除去、ブルドーザによる敷均しを行い、地盤改良までは行わない。また、事業計画地（1区）では、池の埋立てを行う。
- (ウ) 事業計画地（1区、3区）については、高潮想定浸水位を考慮し、整地の計画地盤高TP+3.8mとし、盛土を行う。
- (エ) 現地見学会（R6.12月）において、事業計画地の区画形状等の現地状況を確認して

もらう。

イ 特別高圧受電施設の更新

(ア) 令和6～9年度において、老朽化している特別高圧受電施設の設備更新工事を行う。

(イ) 施工範囲は、特別高圧受電施設及び自家発電気棟である。

(ウ) 本工事において、発電設備の設置に必要となる地絡過電圧継電器(以下「OVGR」という。)及び逆電力継電器(RPR)を設置する。なお、発電設備の設置においては、本工事と調整し、すすめること。

ウ 発電設備の設置に伴う浄化センター既設運転操作設備を改造する。

(3) 矢作川浄化センターとの系統連系

ア 系統連系

(ア) 設備と矢作川浄化センターとの系統連系は、自家発電気棟(高圧受電施設)を計画している。

(イ) 既設キュービクル内で使用できる系統連系箇所数は2回線(別紙4単線結線図(自家発電気棟)を参照)である。なお、連系用遮断器の投入・開放条件は県で定めるため、必要に応じて連系用遮断器の状態信号を取込み、発電設備の運転に使用すること。

(ウ) 既設キュービクルの系統連系箇所は、矢作川浄化センターの各種処理施設箇所に電力を配電する6.6kV母線であり、本母線は連絡遮断器で2分割されているため、浄化センター内で効率的に電力を使用できるよう既設の系統連系箇所2回線に対して同程度の電力を供給すること。

(エ) 事業者は、必要に応じて連系用キュービクルを新設して良いが、新設する位置は県と協議のうえ決め、事業者負担により設置すること。なお、上下段それぞれに連系用遮断器を設置し、母線連絡遮断器で分割された母線それぞれに1面ずつ設置すること。

イ 系統連系の条件

(ア) 発電設備側で発生した事故等が矢作川浄化センター系統側へ波及しないように発電設備側に適切な機器等を設置すること。また、浄化センター施設の維持管理における保守・点検時においても、確実に発電設備側を停電できるように適切な機器等を設置すること。

(イ) OVGRの動作信号等、設備の運転に必要な信号の授受について、事業者は県と調整すること。

(ウ) 浄化センター施設の非常用自家発電設備と発電設備の並列運転は行わないため、非常用自家発電設備の稼働時は発電設備を停止させること。

(エ) 取引用計量器の設置位置は、事前に県と調整すること。

(オ) 発電設備の系統連系及び点検時には、浄化センター施設の全停電及び部分停電を



行うことはできるが、停電時間及び回数については、その都度、県及び施設管理者と協議して決定すること。

(カ) 浄化センター施設の電気設備点検等の維持管理に伴う停電は、点検等の範囲により停電の範囲及び時間が異なるが、例年、10月から12月における日中10時から15時の間において、点検等1回あたりの停電時間約2～5時間、年間の停電回数累計約40回、停電時間累計約170時間である。また、加えて頻度は少ないが、施設の増設や設備更新の工事がある場合、さらに停電時間が増えることがある。

(キ) 電力会社との系統連系では、発電設備と県の関連工事も含めて、電力会社と協議を行うことがあるため、事業者は県に協力すること。

#### (4) 設置方法

ア 発電設備の事業計画地の一部に、軟弱地盤が想定されるため、発電設備の設置において配慮すること。なお、軟弱地盤への対応について、地盤改良が環境省交付金を活用できないことに留意して、提案すること。

イ 事業計画地の整地工事前であり、事業計画地に含まれる軟弱地盤の範囲を示すことができないため、提案する事業単価に軟弱地盤に係る費用を含めないものとする。ただし、発電設備の設置方法に関して、軟弱地盤への対策方法及び費用等を検討し、提案すること。

ウ 発電設備を設置した範囲には、柵等を設置し、第三者が容易に立ち入れない措置を講じること。設置する柵等は、電気設備の技術基準を満足すること。ただし、緊急時を想定し、浄化センター側と行き来ができる出入口を設置すること。

エ 県及び施設管理者は、発電設備の設置場所の除草は実施しないため、事業者において必要な防草措置を講じること。なお、除草剤の使用は認めない。

オ 発電設備を設置する土地においては、事業者において排水等の必要な措置を講じること。なお、雨水排水先については、企画提案書提出要請者に明示する。

#### (5) その他の事項

事業者は、県及び施設管理者への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。

### 5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として以下の仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

#### (1) 仕様書

土木工事標準仕様書（愛知県建設局）

土木工事現場必携（愛知県建設局）

下水道用機械・電気設備工事一般仕様書（愛知県建設局）

電気設備工事一般仕様書・同標準図（日本下水道事業団）

電気設備工事必携（日本下水道事業団）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

## (2) 設置条件

発電設備の設置条件は次のとおりとし、発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

ア 発電設備の設置時には、施工方法が分かる書面を作成し、浄化センター施設の機能に影響が無いよう施工する。また、発電設備に起因する不具合等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置をとること。

イ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。また、事業計画地北側の太陽光発電設備に配慮し、発電設備を設置すること。

ウ 地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

エ 事業者は矢作川浄化センターへの発電設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を県及び施設管理者に提出し、確認を受けること。なお、県及び施設管理者が変更等を申し出た場合は適切に対応すること。

オ 施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

カ 施工にあたり、県の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

キ 浄化センター施設の保守点検や維持管理に支障を生じさせない計画とする。

ク 発電設備に係る配線ルートについては、浄化センター施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、県との協議により決定すること。ルートの選定にあたっては、試掘等を実施し、浄化センター施設に損傷させないように十分に調査をすること。なお、発電設備には、浄化センター施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。また、配線の布設に必要な伐木、掘削等は事業者負担により行うこと。

ケ 発電設備の設置に際しては、浄化センター施設の運転に支障がでない方法を優先すること。また、停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、県と事前協議の上、施設管理者にも報告を行い、その指示に従うこと。

コ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣施設との調整等は事業者において十分

に行うこと。また、地域住民等に事業内容や緊急連絡先等を示す看板等を設置すること。  
サ 工事完成時には、現場で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を2部作成し、県に引き渡すこと。  
なお、完成図面は、PDF形式データのほかにSFC形式データとする。

## 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、発電設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については、以下のとおりとする。

### (1) 基本仕様

- ア 事業者は、県及び施設管理者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。なお、保全の内容については、施設管理者とも事前に協議を行うこと。
- イ 発電設備の故障や不具合等を知らせる警報装置を設置する場合、矢作川浄化センター管理棟の中央監視室に通報できるようにすること。なお、警報装置の設置は、事業者の費用負担とし、施工方法は県と事前協議の上、施設管理者に報告を行い、その指示に従うこと。
- ウ 毎年1回以上点検を行い、気象や周辺環境による故障、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起及びボルト金具のゆるみ等の確認を行うこと。なお、この確認は保安規程に基づく点検時に行っても構わない。
- エ 事業者からの提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- オ 事業実施中に、県による工事等により発電設備に不具合等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力すること。
- カ 事業実施中に浄化センター施設に不具合等が生じ、原因が事業者による発電設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。
- キ 発電設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- ク 県が別途、工事等を実施する際に発電設備が支障となる場合は、必要に応じて発電設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、発電設備の移設に伴う費用負担が発生した場合は、県が費用負担する。なお、停止期間中の事業者逸失利益及び事業期間の延長については、県と協議の上、決定すること。
- ケ 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。
- コ 電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度の認定又はF I P

(Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。

サ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。

シ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）の遵守事項に準拠し、特に以下の全てを遵守すること。

（ア） 防災、環境保全、景観保全を考慮し、発電設備の設計を行うように努めること。

（イ） 発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に発電設備に関する標識を掲示すること。

（ウ） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、県へ提出するとともに適切な方法で管理及び保存すること。

（エ） 本事業の発電設備に対して、火災保険に加入すること。また、災害等による発電設備の撤去等に備えた地震保険及び第三者賠償保険等の加入に努めること。

（オ） 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金相当分が契約単価から控除されること。また、契約単価から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した発電設備について事業期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる保守点検計画及び実施報告書等の書類を具備するとともに県に提出すること。

ス 県は、発電設備が本仕様書を満たさないときは、事業計画地の提供を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において発電設備を速やかに撤去すること。

セ 事業者は、本事業に係る権利義務及び発電設備について、第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により県に協議を申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

ソ 事業者は、発電設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。また、事業者は検証結果を毎年県に報告し、県はそれを確認する。

タ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は発電設備全般の点検結果を県に報告し、被害拡大防止及び安全対策に万全を期すこと。

チ 電気保安に関して、電気主任技術者の指示に従うこと。

## (2) 業務実施体制

ア 発電設備を含む浄化センター施設の電気事業法第43条第1項に基づく電気主任技術者は、みなし設置者である施設管理者が選任する。なお、事業者は、電気事業法上の届出に係る資料作成補助について責任者を置き、施設管理者に協力すること。

イ 運転期間中は施設管理者と協議の上、保安規程に基づいて点検業務を行い、その結果を県及び施設管理者に報告すること。また、点検の結果、技術基準に適合しないことが判明した際は、速やかに是正措置を行うこと。



- ウ 発電設備の故障や不具合等が発生した場合は、直ちに施設管理者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。また、通常運転時と発電設備の故障や不具合等が発生した場合の緊急時の保安体制について、発電設備側と施設管理者側での役割分担等を県及び施設管理者と事前に協議し、明確にしておくこと。
- エ 故障時の対応や復旧操作等について、事業者と施設管理者が実施する範囲を事前に協議し定めること。
- オ 事業期間中において災害等の発生が想定されるリスクを整理し、その対応を明確にしておくこと。
- カ 電気事業法第106条及び、電気関係報告規則による報告が必要な事故が発生した場合、その対応について電気主任技術者に協力すること。
- キ 事業期間中に配置技術者に変更の必要が生じた場合、速やかに県に報告し、適切な技術者を配置すること。

## 7 責任分担の基本事項

上記（1～6）を含め、事業実施にあたり予測されるリスクと責任分担については別紙2及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ア 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えてはならない。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険に加入し、県へ写しを提出すること。必要に応じて、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。
- イ 事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ウ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の費用負担により発電設備を撤去し、原状回復を行うこと。
- エ 不可抗力により、県又は事業者に損害が生じたとき、事業者が締結した基本協定等に定める業務を履行できなくなったとき、その他本事業の実施が不可能となったと認められるときは、県と事業者は費用の負担その他必要となる事項について協議し、その取扱いを定めるものとする。
- オ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。

## 8 その他

- (1) 県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上、必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与するものとする。なお、貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、借用期限までに全貸与資料を返還しなければならない。

- (2) 事業者は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、県が西尾市に交付する交付金に相当する額（以下「所在市町村交付金」という。）を、毎年度、県が指定する時期に県に支払わなければならない。この費用負担については、2(5)カの必要な経費として契約単価に反映する。ただし、関係機関との調整により、所在市町村交付金の負担が生じないこととなった場合には、県は事業者に請求を行わないため、契約単価に所在市町村交付金を含めないものとする。なお、契約締結後に所在市町村交付金の負担が生じないこととなった場合には、契約単価を変更する。
- (3) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、事業者が実施するものとする。
- (4) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。

X=-130495.317  
Y=-16915.534

X=-130816.964  
Y=-15609.267

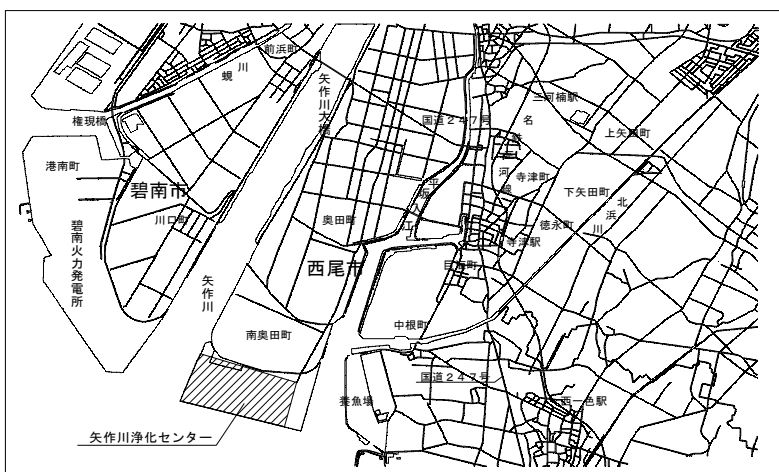
X=-130839.538  
Y=-15615.316

X=-131142.781  
Y=-15696.567

X=-130794.668  
Y=-16995.790

X=-131340.417  
Y=-17141.973

X=-131688.530  
Y=-15842.803



事業計画地(1区)  
A=約33,000㎡

事業計画地(2区)  
A=約900㎡

事業計画地(3区)  
A=約1,100㎡

橙色：将来設備

三河湾

### 別紙1 矢作川浄化センター事業計画地の位置図

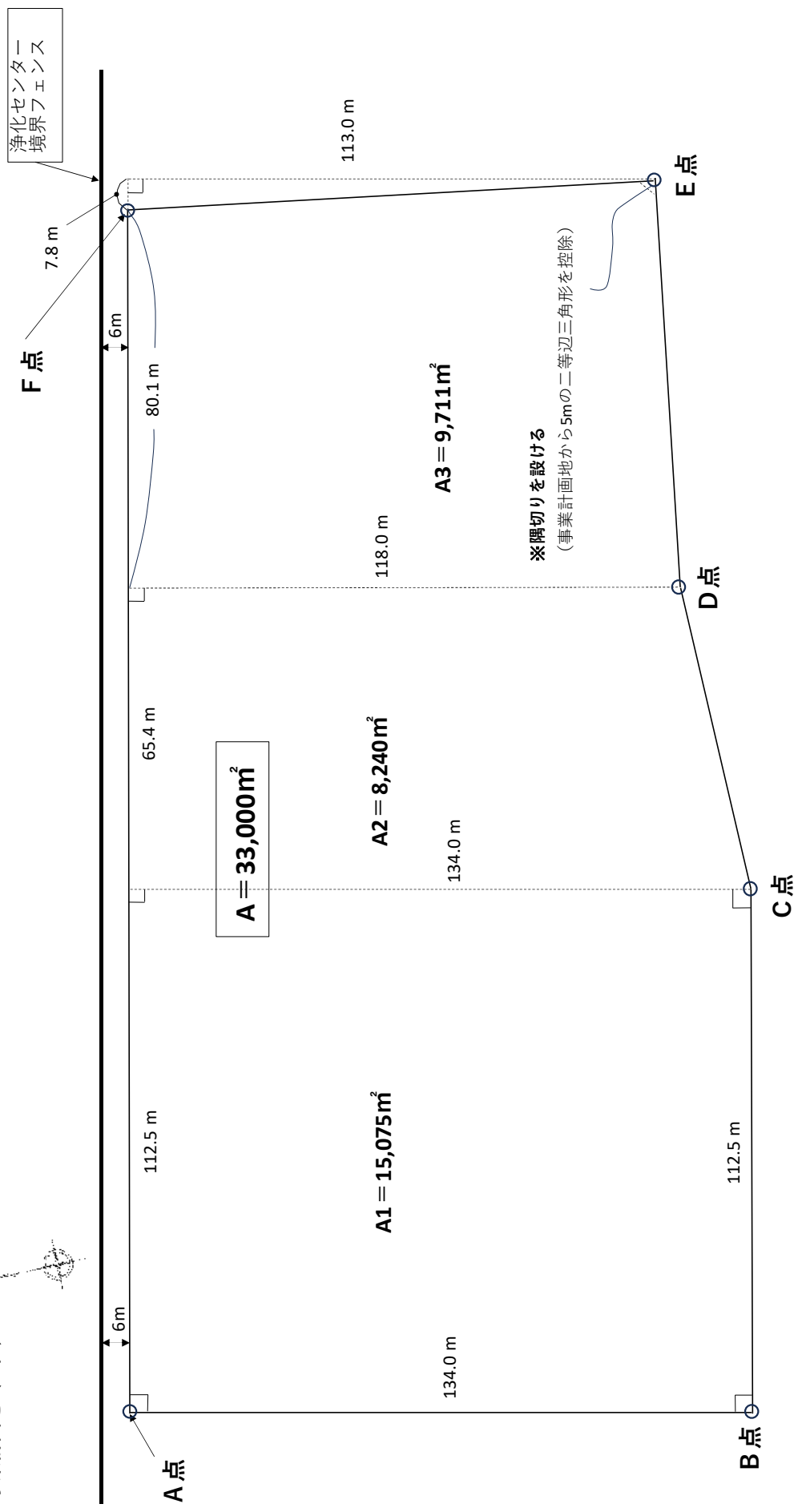
工事名	
路線等の名称	矢作川浄化センター
工事場所	西尾市港町地内
図面の種類	一般平面図
縮尺	1/2500
図面番号	

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		県	事業者	
共通	募集要項の誤り	公募要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	発電設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	発電設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	県の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
瑕疵担保	発電設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○	
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	○	
	発電設備の維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	浄化センター施設損傷・処理停止による損害	発電設備に係る事故・火災による浄化センター施設の損傷と処理停止による損害		○
		発電設備に起因する浄化センター施設への障害と処理停止による損害		○
発電設備損傷	浄化センター施設に起因する事故・火災による発電設備損傷	○		
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による浄化センター施設・発電設備への損害、浄化センター施設運営・業務への障害		○



別紙3 事業計画地の区画平面図  
事業計画地（1区）



$$A1 = 112.5 \times 134.0 = 15,075\text{m}^2$$

$$A3 = (80.1 + 7.8) \times (118.0 + 113.0) / 2 - 7.8 \times 113.0 \times 1/2 = 9,711\text{m}^2$$

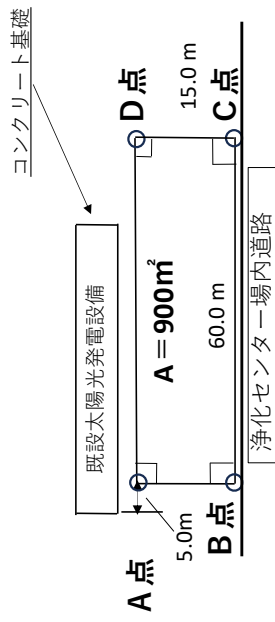
$$A2 = (134.0 + 118.0) \times 1/2 \times 65.4 = 8,240\text{m}^2$$

$$A = A1 + A2 + A3 - (E\text{点隅切り } 12.5) = 33,026 - 12.5 = 33,013\text{m}^2$$

⇒ 約33,000m<sup>2</sup>

※計画通りの区画で現地施工できない場合がある。

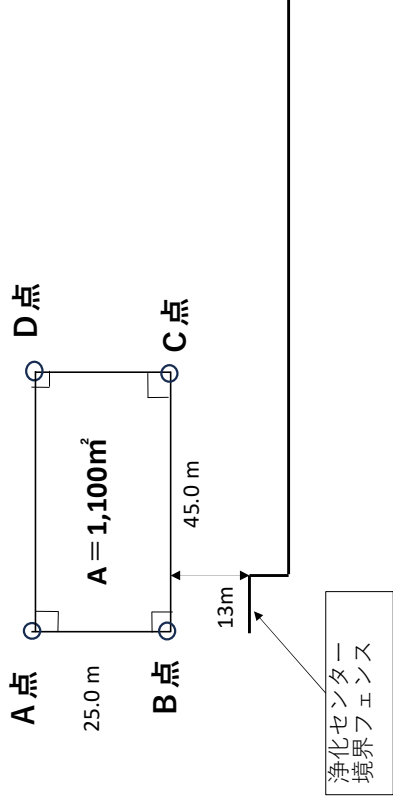
別紙3 事業計画地の区画平面図  
事業計画地（2区）



$A = 60.0 \times 15.0 = 900 \text{ m}^2$   
⇒ 約900<sup>㎡</sup>

※計画通りの区画で現地施工できない場合がある。

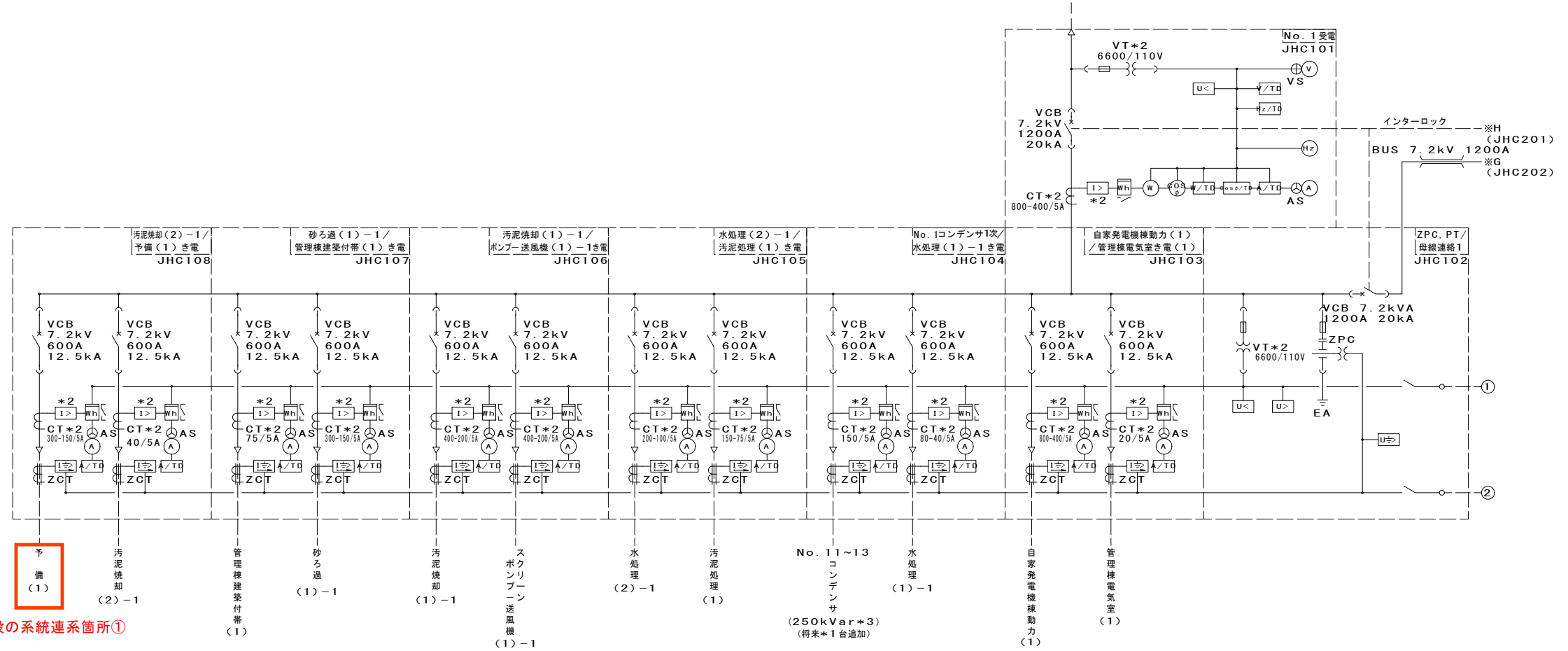
事業計画地（3区）



$A = 45.0 \times 25.0 = 1,125 \text{ m}^2$   
⇒ 約1,100<sup>㎡</sup>

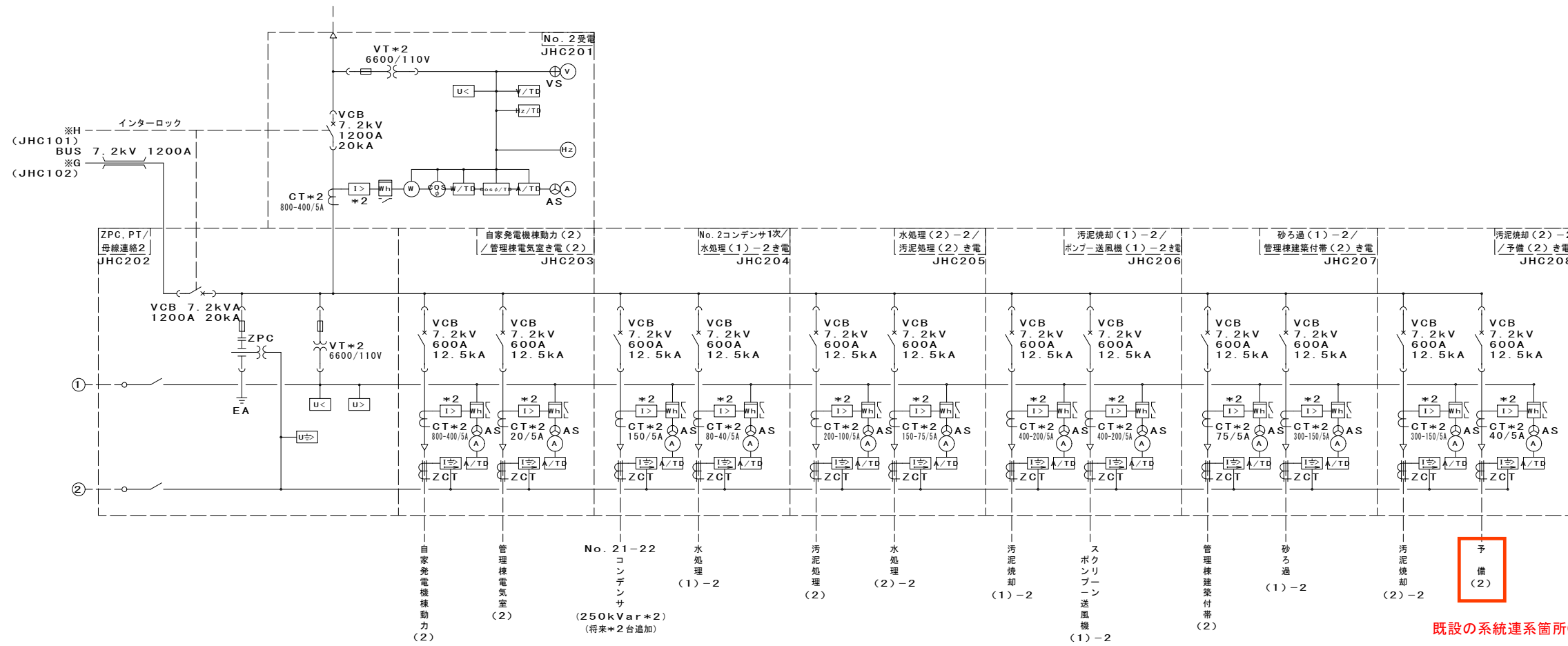
別紙4 単線結線図 (自家発電気棟)

3φ3W 60Hz 6.6kV  
 特高変電所  
 No. 1 自家発電機機き電より



既設の系統連系箇所①

3φ3W 60Hz 6.6kV  
 特高変電所  
 No. 2 自家発電機機き電より



既設の系統連系箇所②

路線名	矢作川浄化センター
施工箇所名	西尾市港町地内
図面の種類	単線結線図 (自家発電気棟)
縮尺	NON